

# 『ぽぽハウス』重要事項説明書

## I. 事業所の概要

### (1) 事業所の名称等

- ・事業所名 『ぽぽハウス』
- ・開設年月日 2004年4月1日
- ・所在地 彦根市平田町107-11
- ・電話番号 0749-21-0664 ファックス番号 0749-21-0665
- ・管理者名 栗原 千枝子
- ・介護保険指定番号 2570200291
- ・通常の事業の実施地域 彦根市全域

### (2) 『ぽぽハウス』の目的と基本方針

#### [『ぽぽハウス』 経営理念・目的]

“誰もが生きていて良かったといえる街づくり”をスローガンに特定非営利活動法人NPOぽぽハウスは設立されました。『ぽぽハウス』では、一人一人が主役となり、年齢、性別、障がいの有無を越えてお互いがお互いを支え合い、喜びを共有し、生きがいを見つけられる居心地の良い安心の場所として、新しい地域の交流拠点となることを目指しています。この目的に沿って以下のようないくつかの運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[『ばばハウス』 経営理念・目的]

1. 自立支援
2. 個々の尊重
3. 地域による支え合い
4. 異世代交流による温かな家庭的雰囲気の重視
5. 安心、安全で快適な時間の提供

(3) 事業所の職員体制

従事者の職種	員数
管理者	常勤 1
生活相談員	専従 1 以上
介護職員	専従 2 以上
機能訓練指導員兼看護師	1 以上

(4) 通所定員 18名 (1日)

(5) 営業日 月曜日・火曜日・木曜日・金曜日・土曜日

(ただし、12月29日～1月3日及び法人が定める休日を除きます)

(6) 営業時間 9:00～17:00

(7) サービス提供時間 9:30～16:45

(8) 延長サービス提供時間 16:45～18:45

## 2. サービス内容

- ① 住み慣れた地域での生活を継続できるよう地域住民との交流や地域活動への参加
- ② 介護予防通所介護相当サービス計画に基づき日常生活を営むことができる必要な援助
- ③ 介護技術の進歩に対応し適切な介護技術をもっての援助
- ④ 相談援助等の生活指導
- ⑤ 送迎サービス
- ⑥ 食事サービス
- ⑦ 基本時間外事業所利用サービスについてはサービス計画に基づいて行います。

## 3. 利用料金

### (1) 第Ⅰ号通所事業(介護予防通所介護相当サービス) 基本料金・その他の料金

別紙料金表をご覧ください。

第Ⅰ号通所事業(介護予防通所介護相当サービス) 利用時間帯によっては、食事の提供ができないことがあります。

### (2) 支払い方法

・事業所から翌月 15日までに、当月分の請求書を発行いたします。

・利用料の支払いについては下記のいずれかひとつを選択し、当月1日から末日までの合計額をお支払ください。

①銀行口座からの自動引落とし

利用可能銀行

- 滋賀銀行
- 滋賀中央信用金庫
- 東びわこ農業協同組合
- ゆうちょ銀行

②当法人の指定銀行口座への振込み

③専用用紙による郵便局への払込み

お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。

4. 緊急時、事故等における対応法

従事者は、第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）を実施中に本人の心身状態の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに医療機関に連絡する等の措置を講ずると共に、家族に連絡し、さらに管理者に報告します。また、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するとともにその原因を解明し再発を防ぐための対策を講じます。

なお、当事業所の介護サービスによりご本人に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償の措置をとります。

ただし、事業所及び従事者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。

5. 緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

## 6. 事業所利用に当たっての留意事項

### ・火気の取扱い

事業所内での喫煙、ならびに火気の使用は絶対に行わないでください。

### ・設備・備品の利用

皆様が使用するものですので、大切にお使いください。

### ・金銭・貴重品の持参はお断りします。

### ・ペットの持ち込みはお断りします。

## 7. 非常時、防災害対策

### ・防災設備 消火器、火災報知機完備

### ・自動体外式除細動器(AED)設置

・非常災害に備えて、別途定める消防計画により各訓練を行います。訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

## 8. 禁止事項

当事業所では、多くの方に安心して日常生活を送っていただくために、本人の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

## 9. 衛生管理

従事者は労働安全衛生法に基づき健康診断を行い、健康管理、清潔の保持に努めます。また、事業所の設備及び備品等を清潔にし、衛生管理に留意します。

事業所において、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じます。  
感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を年 2 回以上開催するとともに、その結果について従事者に周知徹底を図ります。感染症の予

防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

#### 10. 業務継続計画の策定

・感染症や災害発生時における、利用者に対する継続的なサービスの実施や中断時における早期の業務再開の手順、非常時における事業継続の方法を定めた業務継続計画を策定し、定期的な見直しを行います。従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

#### 11. 秘密の保持と個人情報の保護

・従事者は、業務上知り得た、本人又はその家族の秘密を保持します。又従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を従事者の契約内容とします。

・事業所は本人から予め文書で同意を得ない限りサービス担当者会議等において本人の個人情報を用いることはありません。又、本人の家族の情報についてもこれと同様とします。事業所は個人情報が含まれる記録物については注意をもって管理し、処分の際にも第三者への漏洩を防止します。

#### 12. 人権の擁護、虐待の防止

・虐待の発生又はその再発を防止するため、虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従事者に周知徹底を図ります。虐待の防止のための指針を整備し、従事者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施し、これらの措置を適切に実施するための担当者を配置します。

#### 13. ハラスメント対策

・職場において利用者や従事者から行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従事者の環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

#### 14. 要望及び苦情等の相談

事業所には支援相談の専門員として生活相談員が勤務しておりますので、お気軽にご相談ください。要望や苦情などは、苦情担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。

#### 15. 苦情の窓口

本人からの苦情等に対応する窓口を設置し、事業に関する本人の苦情等に対し迅速に対応します。

(1) 本人又は本人の家族は、提供された第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）に苦情がある場合、いつでも記載の苦情担当者に苦情を申し立てることができます。

名称 特定非営利活動法人 NPO ぽぽハウス

(指定事業所番号 2570200291)

電話 0749-27-9777

FAX 0749-27-9888

担当者 若林 重一

(2) 本人は、介護保険法令に従い、市および国民健康保険団体連合会等の苦情申

し立て機関に苦情を申し立てることができます。

**通常の事業の実施地域の介護保険担当課**

彦根市高齢福祉推進課 0749-24-0828

滋賀県国民健康保険団体連合会 077-510-6605

(3) 事業所は、本人が第1項又は第2項の苦情申し立てを行った場合、これを理由とし本人に対し何らの差別待遇もしません。

(4) 事業所は、提供した第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）について、本人又は本人の家族から苦情の申し出があった場合は、迅速・適切に対処し、サービスの向上・改善に努めます。

16. 提供するサービスの第三者評価の実施：無

17. その他

当事業所についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求ください。

説明日 年 月 日

本人に対して、本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者所在地 彦根市平田町 107-11

名称 特定非営利活動法人 NPOぽぽハウス  
理事長 若林 重一

事業所施設名 ぽぽハウス

説明者 \_\_\_\_\_

私は、本書面により事業者から、第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）についての重要な事項の説明を受けました。

本人住所 〒 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

代理人住所 〒 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

〈別紙〉

2024年6月1日現在

【1割負担のご利用者様】

## 第1号通所事業(介護予防通所介護相当サービス)料金表

- ・基本料金(介護保険サービス費用)は1カ月単位の料金となります。その他(実費負担分)は1日または1回単位の料金となります。

項目		要支援1	要支援2
介護保険サービス利用	基本料金(円)	介護予防通所介護	1,847
		サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	74
			介護職員の総数に占める介護福祉士の総数の割合が50%以上
		生活機能向上グループ活動加算	103
		科学的介護推進体制加算	41
		介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	1カ月の総利用単位数に9.2%を乗じた料金を算定
※高齢者虐待防止措置未実施減算、業務継続計画未策定減算の対象となった場合、基本の報酬より1%減算されます。			

項目		費用(円)	備考	
実費料金(その他の料金)	食事代	1食 810		
	おやつ代	190		
	クラブ活動・行事材料費	実費	事前に第1号通所事業(介護予防通所介護相当サービス)計画などで参加等の有無を伺い、希望があった場合	
	おむつ代	紙おむつ (リハビリタイプ)	1枚 150	絆創膏(大) 1枚 50
		紙おむつ (尿とりパット)	1枚 50	
	時間外料金	1時間 800	要相談	

※実費負担分については10%の消費税が含まれています。

〈別紙〉

2024年6月1日現在

【2割負担のご利用者様】

## 第1号通所事業(介護予防通所介護相当サービス)料金表

- ・基本料金(介護保険サービス費用)は1カ月単位の料金となります。その他(実費負担分)は1日または1回単位の料金となります。

項目		要支援1	要支援2
介護保険サービス利用	基本料金(円)	介護予防通所介護	3,693
		サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	148 介護職員の総数に占める介護福祉士の総数の割合が50%以上
		生活機能向上グループ活動加算	206
		科学的介護推進体制加算	82
		介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	1カ月の総利用単位数に9.2%を乗じた料金を算定
		※高齢者虐待防止措置未実施減算、業務継続計画未策定減算の対象となった場合、基本の報酬より1%減算されます。	

項目		費用(円)	備考	
実費料金(その他の料金)	食事代	1食 810		
	おやつ代	190		
	クラブ活動・行事材料費	実費	事前に第1号通所事業(介護予防通所介護相当サービス)計画などで参加等の有無を伺い、希望があった場合	
	おむつ代	紙おむつ (リハビリタイプ)	1枚 150 絆創膏(大)	1枚 50
		紙おむつ (尿とりパット)	1枚 50	
	時間外料金	1時間 800	要相談	

※実費負担分については10%の消費税が含まれています。

〈別紙〉

2024年6月1日現在

【3割負担のご利用者様】

## 第1号通所事業(介護予防通所介護相当サービス)料金表

- ・基本料金(介護保険サービス費用)は1カ月単位の料金となります。その他(実費負担分)は1日または1回単位の料金となります。

項目		要支援1	要支援2
介護保険サービス利用	基本料金(円)	介護予防通所介護	5,540
		サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	222
			介護職員の総数に占める介護福祉士の総数の割合が50%以上
		生活機能向上グループ活動加算	309
		科学的介護推進体制加算	123
		介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	1カ月の総利用単位数に9.2%を乗じた料金を算定
※高齢者虐待防止措置未実施減算、業務継続計画未策定減算の対象となった場合、基本の報酬より1%減算されます。			

項目		費用(円)	備考	
実費料金(その他の料金)	食事代	1食 810		
	おやつ代	190		
	クラブ活動・行事材料費	実費	事前に第1号通所事業(介護予防通所介護相当サービス)計画などで参加等の有無を伺い、希望があった場合	
	おむつ代	紙おむつ (リハビリタイプ)	1枚 150 絆創膏(大)	1枚 50
		紙おむつ (尿とりパット)	1枚 50	
	時間外料金	1時間 800	要相談	

※実費負担分については10%の消費税が含まれています。